

これからの“木の家”と建築構造

2010年4月12日
東京大学 教授
神田 順

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

1

「木の家づくり」の問題認識

- 法律を満たす中で、もっとも安価な家？
法律は何を規制しているか。
- 気持ちよく住むことよりも高級マンション？
家の価値とは何か。
- 技能人育成よりは、企業にとっての利益？
木造建築の技術は継承できるか。

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

2

要約とキーワード

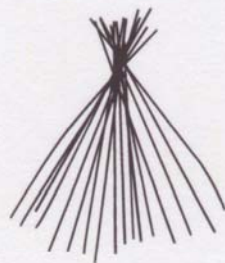
- 自分で考える構造安全
法律は一律に決めるが保証しない。
- 地域で考える構造安全
過密都市と高層 vs 農山村と戸建
- 科学と技術と規制と安心
科学の限界と安全のための新しい文化

「木の家づくり」から林業再生を考える委員会 第2回

3

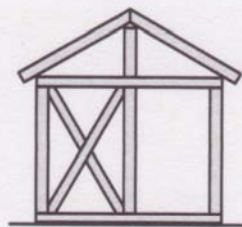
3匹の子豚ものがたり

● 図8-2 3匹の子豚の家

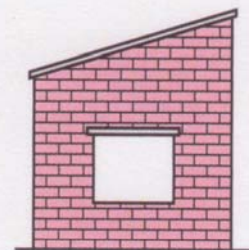


(a) わらの家

吹き飛びやすいけど
再建も容易



(b) 木造の家



(c) レンガの家

壊れにくいけど
壊れると大変

安全な建物とは何か(神田順著)p.189

「木の家づくり」から林業再生を考える委員会 第2回

4

東京と長岡

東京：大都市と郊外地域

ストレス社会！

高層居住と利便性優先

庭付き戸建と自然環境優先

長岡：地方都市と農山村

自然との共生

低層集合住宅と地域特性配慮

農地、山林つき戸建と自然環境保全

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

5

建築基準法の構造計算の意味

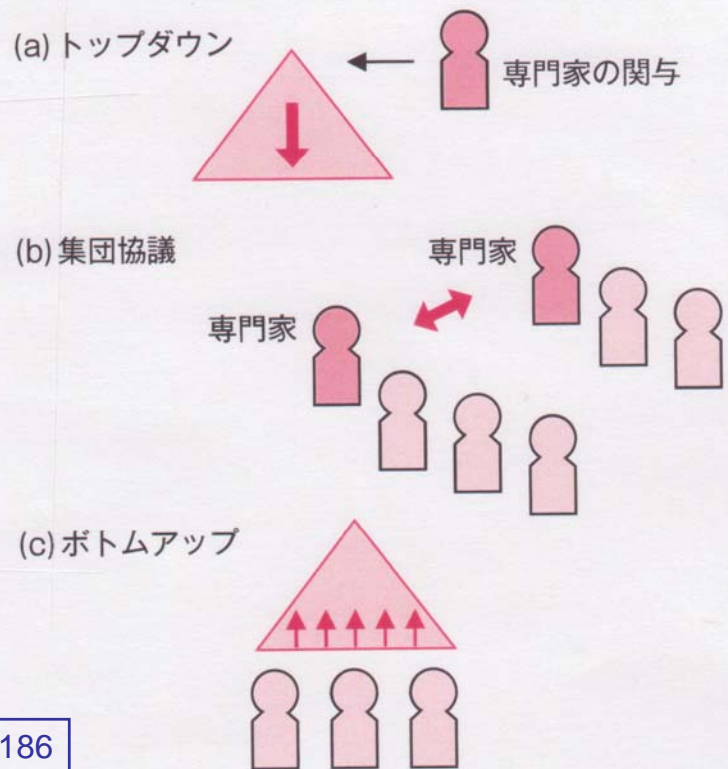
- 建築主の保護 >> 専門家のよりどころ
- 安全の最低基準 >> 政令で定める計算
- シックハウスの混乱 >> 機械換気
- 伝統木造は法律違反 >> 保険や融資なし
- 法令の安全もばらばら >> 形式的安全

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

6

新しい 建築制度へ 向けて

●図8-1 社会の意思決定のしくみ



安全な建物とは何か(神田順著)p.186

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

7

建築基準法と古い価値観

- 戦後の焼け野原を見て作った、建築基準法と建築士法による経済活性化。
- 高度技術の導入により、法規制が複雑化、施行令・告示が膨大となり、既存不適格問題の発生。
- 弱者(建築主)のための法律が、強者(デベロッパーや設計者)の法的保護の役割。

「木の家づくり」から林業再生を考
える委員会 第2回

8

建築基本法と新しい価値観

- 法は理念と関係者の責務を明記し、詳細な規定は、条例と民間基準に委ねる。
- 建築は、500年に一度の地震動や強風、豪雪に対して倒壊しないこと。
- 地形・地理と歴史・文化に即した地域のルールづくり。
- 土地や建築物は個人財である前に社会資産。

まとめ

「木の家づくり」を通して

**住まうとは何かを見直そう。
地方から豊かさを。
文化・歴史と技能の融合を。**

参考資料

1. 「安全な建物とは何か」 神田順、技術評論社、2010年3月
2. 「Risk and Culture」 Mary Douglas and Aaron Wildavsky, University of California Press, 1982
3. 「伝統木造が今、熱い」 神田順、日刊建設工業新聞、所論諸論 2010年3月15日
4. 「建築業・建築設計にかかわる法規制のあり方」 神田順、中小商工業研究、第89号、2006年10月
5. 「まちづくり 建築基準法見直しが先決」 神田順、朝日新聞、私の視点 2005年5月11日



私の視点

阪神淡路大震災から10年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震を経て住宅の地震被害は相変わらずである。政府も耐震補強推進のかけ声をあげてはいるが、実効があらわれない。

一般には知られていないが、03年6月に日本経団連が「住宅・まちづくり基本法」を提唱。政府・与党はこれを受けて、来年の通常国会で「住宅基本法」の成立を目指すとしている。この経団連案は「住み

やすき」で世界に誇れる国づくり」と題され、少子・高齢社会の到来に対応し、安全安心の確保や環境対策、行財政改革への対応などいことづくめのように見える。

しかし、現実には問題も多い。昨今、建築関連法規が次々と作られ混乱が生じ

示すもので、その多くは補助金や税制改革も含む。そのこと自体に問題はないが、関連法規の間で整合性が保たれないまま導入されては、混乱を助長させるばかりだ。

これまで、住宅の性能は「建築基準法」が決めてきた。1950年に制定され

築も欠かせない。にもかかわらず、建築基準法は拙速な改正で詳細規定ばかりが増し、専門家ですら全貌が把握できない一方で、責任の所在が見えない。

「建築基準法」が決めてきた。1950年に制定された。1950年に制定され

認識から抜けられず、景観は市町村ごとにより方を決めるという理念がなかなか実現に向かわない。

筆者らは経団連の提案の直後の03年8月に「建築基本法」の制定を目指す準備

◆まちづくり 建築基準法見直しが先決

ている状況をそのままにして、住宅産業や住宅金融などを活性化するだけではないのかという疑問が呈されている。さらに言えば、国民的議論もないままにこうした「基本法」を決めてい

たこの法律は、戦後の何もない時代に国民にいかに関物を供給するかを主眼とし、建築の最低基準を定めたものである。その結果、年間100万棟の単位で建物が造られてきた。

一般の人はその存在を知らないし、守られなくても罰則さえない、という状態なのである。

たつたうえで、それを実現するために建築主や専門家のかわりと責任を明確にし、かつ国と自治体の役割分担を明確にして、違反が放置されがちな建築基準法を根本から作り直すことが、政策の議論の第一歩だと考えたからである。

投稿規定 1300字程度。住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記し、〒104-8011朝日新聞社企画報道部「私の視点」係へ。電子メールはsiten@asahi.com 二重投稿、採否の問い合わせは遠慮ください。本社電子メディアにも収録します。原稿は返却しません。

のかとの疑問もわく。基本法といわれる法律は理念と政策の原則をうたい、社会のあるべき方向を

は足りている。必要なのは今ある建物をいかに維持し保全するかであり、環境対

「建築基本法」を制定する権利があるという社会

る前に、まずは建築の理

念、責務の分担を明確にすべきである。また、住宅を含めて建築はいかにあるべきか、その基本を議論することなしに、経済活性化政策のための「住宅基本法」が作られたとしたら、それは法律が本来目的とする、美しいまちなみへの取り組みとはならないばかりか、再び「最低の」基準の住宅の大量供給になってしまうのではないかと危惧するのである。

日刊建設工業新聞社

支社	TEL 06(6942)2601	局道	TEL 011(261)7653
大阪	Email osaka@decn.co.jp	北海道	Email hokkaido@decn.co.jp
名古屋	TEL 052(961)2631	千葉	TEL 043(222)4036
横浜	Email nagoya@decn.co.jp	北陸	Email chiba@decn.co.jp
関東	TEL 045(201)3821	中国	TEL 025(229)5411
東北	Email yokohama@decn.co.jp	四国	Email hokuriku@decn.co.jp
九州	TEL 048(829)2851		TEL 082(221)7236
	Email kanto@decn.co.jp		Email hirosima@decn.co.jp
	TEL 022(222)4222		TEL 087(837)5072
	Email tohoku@decn.co.jp		Email shikoku@decn.co.jp
	TEL 092(741)4605		
	Email kyusyu@decn.co.jp		

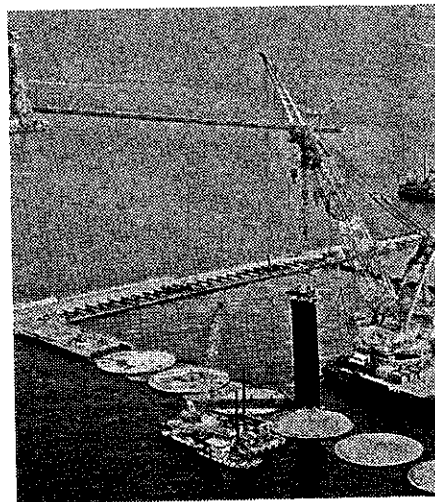
日刊建設工業

論諸所

神田 順

東京大学社会文化環境学専攻教授

世界



MC-3での鋼板セル



現場を指揮する東亜Vの三木所長

昨年12月にニューシールドから帰ってきて、伝統木造の人たちと頻繁にお会いするようになった。棟梁たちの残された時間がないという必死な様子、伝統工法で木造建築を設計したい人たちの切なる思いが伝わってくる。先日は、東京の学士会館で「日本の伝統建築文化は何処へいくのか」という題で、伝統を未来につなげる会の第1回シンポジウムが開催され、私もパネリストのひとつとして、新しい建築基本法の枠組みの中に可能性がある、と檄を飛ばしてきた。

1950年に建築基準法が制定され、建築士制度が始まった。そして、伝統木造の受難の時代が少しずつ押し寄せて、とうとう息も絶え絶えという状況のようになってしまったというのが、現状認識だ。それでも、社寺建築は、文化財という範疇に入れば、建築基準法適用外というところで、一般建築の外で生きる道をもっているが、それは例外。

私も在来木造軸組みの小さな家に住んでいるが、伝統工法を見るにつけ、学ぶにつけ、魅力に圧倒される。金物のない仕口、土地の風土の一部である土壁、床下の通風を確保する石場立てなどなど、すべて理にかなっておると同時に、職人ならではの味がふんふんと漂ってくる。そんな職人の技を、もっともっと生かす道を社会で考えていかななくてはいけない。

伝統木造が今、熱い

日本が、この豊かな自然の中で、1900年を超えて培ってきた伝統木造技術は、社会の資産だ。単に物としての木造建築だけが資産なのではなくて、山の木を生かし、手作りゆえに顔が見える技で、生活の場をつくるというシステムそのものが資産ということだ。このシステムの継承にとって、最大の障壁は建築基準法の仕様規定。それも耐震性や火災安全を自らの責任で確保するということがあれば良いが、政令で定める計算によって確かめるとい

置をリアルタイムに管理。「据え付け誤差の許容範囲は30センチだったが、10センチという高い施工精度を実現できた」と胸を張る。

●●●

東亜Vの工区では現在、セルの安定化のために前面で盛り石、背後で裏込め石の投入が進む。石材は海上輸送され、遠方は香川県の小豆島から調達している。常時20〜30隻の船

●●●

おり、これらの船舶や施設を及ぼさないようにしながら進めることが求められる。は「MC-3関係の工事請組する連絡協議会を中、搬や重機作業の施工管理経を使っている」と話す。

●●●

北米・欧州とアジアを路を通るコンテナ船の太

現代の科学技術で何でも解明できるという思い上がりは、避けなくてはならない。もちろん、棟梁の太鼓判が、その建築の耐震性をどこまで保証するかということになると、それは、棟梁の経験と判断によるので、100%ではない。しかし、超高層ビル構造計算とどちらが信頼できるかということにしても、誰が判断したか、誰が数値を入れたかによって、軍配はどちらにもなるものだと考える方が自然ではないか。

法律で決めただけにただ従うことが、安全を確保するものではない。もちろん法律を守らなくてはならないところではなく、法律は万能ではないということだ。建築にそもそも求められるのは、安全性であり、機能性であり、美しさだ。それを満たしているか、専門家が判断できるのであれば、何も構算計算で無理やり数字を当てはめなくても良いと思うし、そのような制度を法律の上でも建築の基本理念を確認して、一日も早く実現させたいものだと思う。